平成 29 年２月 16 日

各　　位

会 社 名　　株式会社リビングギャラリー
代表者名　　代表取締役社長　藤田 幸成
（銘柄コード：8930）
問合せ先
役職･氏名　　経営企画室長　　村田 清貴
電　　話　　025-246-0609

定款の一部変更の件及び資本準備金の額の減少の件のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年３月16日開催予定の臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款の一部変更の件（１）株式の譲渡制限に係る規定の新設等

①　定款変更の理由

グリーンシート銘柄制度は平成30年３月31日をもって廃止されることから、今後の動向について検討を重ねた結果、事業戦略、銘柄指定の維持に係るコスト等を総合的に勘案し、グリーンシート銘柄としての指定を自主的に取り消すことを選択いたしました。

これにともなって、株式の散逸を防ぎ、会社経営の安定化を図るため、次のとおり、平成29年５月１日より、当社株式の譲渡について当社取締役会の承認を必要とする旨の規定を新設するものであります。

②　定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新　　設）	（株式の譲渡制限） 第７条　当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
（新　　設）	附　　則 第１条　第７条の新設は、平成 29 年５月１日よりその効力を生ずるものとする。
（新　　設）	第２条　前条及び本条の定めは平成 29 年５月１日よりこれを削除するものとする。

２．定款の一部変更の件（２）株券発行に係る規定の削除等

①　定款変更の理由

前述のグリーンシート銘柄指定の自主的な取消しにともなってグリーンシート銘柄としての取引に必要とされていた株券の発行が不要となることから、第１号議案「定款の一部変更の件（１）株式の譲渡制限に係る規定の新設等」が承認されることを条件として、次に記載のとおり、平成29年４月30日より、株券を発行する旨の規定を改廃して不発行とするとともに、これに関連する規定を削除するものであります。

②　定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削　　除）
（株主名簿管理人） 第９条　（省　　略） ２　（省　　略） ３　当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿（以下「株主名簿等」という）は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付の取扱等、株式に関する事務については、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第９条　（現行どおり） ２　（現行どおり） ３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という）は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他の株式に関する事務については、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。
（株式取扱規則） 第10条　当会社の株券および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第10条　当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。
	附　　則
（新　　設）	第３条　当会社の株券喪失登録簿の作成、備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてこれを取り扱わない。
（新　　設）	第４条　当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（新　　設）	第５条　第７条の削除ならびに第９条及び第10条の変更は平成29年４月30日よりその効力を生ずるものとする。
（新　　設）	第６条　前３条及び本条の定めは平成29年５月１日よりこれらを削除するものとする。

３．定款の一部変更の件（３）情報開示に係る規定の削除等

①　定款変更の理由

前述のグリーンシート銘柄指定の自主的な取消しに際し、第１号議案「定款の一部変更の件（１）株式の譲渡制限に係る規定の新設等」及び第２号議案「定款の一部変更の件（２）　株券発行に係る規定の削除等」両者が承認されることを条件として、次のとおり、平成29年４月16日をもって、グリーンシート銘柄として要請される情報開示に係る規定を削除するものであります。

②　定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第６章　情報開示 （会社内容説明書の作成） 第38条　当会社は、日本証券業協会の定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄（エマージング区分）として要求される会社内容説明書その他開示すべき書類を同協会が定める提出期間までに作成する。	（削　　除）
（新　　設）	附　　則 第７条　第38条の削除は、平成29年４月16日をもってその効力を生ずるものとし、効力発生後、本条を削除する。

４．資本準備金の額の減少の件

①　資本準備金の額の減少の理由

前述のとおり、当社の株式の譲渡について当社取締役会の承認を必要とする旨の定款の一部変更議案を審議することとしているところ、同議案が承認された場合、事前に同議案に反対の意思を示したうえで株主総会においても同議案に反対した株主様又は同議案について議決権を有しない株主様から、その保有する株式の買取を請求されることが考えられます。
そこで、資本準備金の額を減少させ、分配可能額の引き上げを行うものであります。

②　資本準備金の額の減少の内容

今般の当社株式の譲渡に取締役会の承認を要するものとする旨の定款の一部変更を受けて、これに反対する株主様からの自己株式の取得に備え、また、今後の資本政策の機動性を確保するため、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の取崩しを行い、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

ア　減少する資本準備金の額
資本準備金154,980,000円の全額

イ　資本準備金の減少が効力を生ずる日
平成29年４月28日

５．今後の予定

本議案が臨時株主総会において承認された場合、本臨時株主総会の終了後、同日付で取扱証券会社より日本証券業協会に対して当社のグリーンシート銘柄としての指定取消の届出が行われる見込みです。

これにより、平成29年４月17日（月曜日）付で、当社株式のグリーンシート銘柄としての指定が取り消されることになります。

株主総会からグリーンシート銘柄としての指定の取消し及び定款の一部変更及び資本準備金の額の減少の効力発生に係る日程は次のとおりとなる予定です。

（日程）

定款変更のための臨時株主総会開催日 ‥‥‥‥‥ 平成29年３月16日（木曜日）
取扱証券会社による指定取消届出日 ‥‥‥‥‥‥ 平成29年３月16日（木曜日）（予定）
グリーンシート銘柄としての取引最終日 ‥‥‥‥ 平成29年４月14日（金曜日）（予定）
グリーンシート銘柄としての指定取消日 ‥‥‥‥ 平成29年４月17日（月曜日）（予定）
資本準備金の額の減少の効力発生日‥‥‥‥‥‥‥‥平成29年４月28日（金曜日）（予定）
株券不発行に係る定款変更の効力発生日 ‥‥‥‥ 平成29年４月30日（日曜日）（予定）
株式譲渡制限に係る定款変更の効力発生日 ‥‥‥ 平成29年５月１日（月曜日）（予定）

以　上